

令和6年 1月 25日

北海道知事 様


報告者

住 所 北海道名寄市西3条南6丁目25番地1  
氏 名 株式会社 西條  
代表取締役 西條 敬弘

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり令和4年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	ベストム東神楽店、アルティモール東神楽店	
所在地	北海道東神楽町ひじり野南1条5丁目1番1 北海道東神楽町ひじり野南1条6丁目1番1	

2 地域貢献活動の実施期間

令和4年 9月 1日 ~ 令和5年 8月 31日
--------------------------

3 地域貢献活動の実施の状況

項 目	活動内容	実施時期	実 績
(1) 地域との連携推進			
① 商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入	・平成16年3月東神楽町商工会に加入		・継続加入
② 中心市街地活性化の取組への協力	・東神楽町商工会が発行する商品券取扱協力の協力	随時	・継続実施
③ 地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力	・店舗駐車場に隣接する地域緑地帯の清掃管理 ・東神楽町商工会主催のフラワーフェスタに協賛 ・東神楽町学校行事の協力	随時 毎年 随時	・継続実施 ・要請無し ・東神楽町小学校店舗見学2校の受入れ。 東神楽町中学校職場体験1校野受入れ。 ・日本赤十字社献血場所提供 ・赤い羽根共同募金場所提供

④ 地域活動のためのコミュニティスペースの解放や地域コミュニティ醸成のための託児スペースの設置	特に計画はないが、要請があれば、出来る範囲で協力。	随時	・東神楽学校行事関連のポスター掲示場所の提供他お祭りのポスター掲示場所の提供 ・
⑤ 地域住民との協議の場の設置	特にありません。		・要請があれば検討
⑥ 地域貢献担当窓口の設置	下記「地域貢献活動の担当者」のとおり設置	毎日	・変更なし、継続
(2) 地産地消等の産消協働の取組			
① 地域企業や道内企業との取引促進	道内企業(食品)の取引額構成比90% 更に取引の推進をはかる	随時	・道内仕入構成比実績(食品)84.0% ・地元取引先継続推進
② 地域及び道内の事業者のテナント入店促進	道内、地元事業者のテナント入居条件緩和により推進	随時	・道内15社、地元事業者2社入居継続
③ 道産品の積極的な販売、PR、需要拡大に向けた情報提供	道産ギフト(北海道食賓館)の促進	随時	・当社ホームページのグルメネットにより地元商品を通年アピール及び味のふるさと便を年4回実施
(3) 地域雇用の確保			
① 地域及び道内からの雇用の推進	・地域雇用の拡大促進(東神楽町、旭川市)、中途採用者(パート社員含む)を地元から積極的に採用 ・新卒者を道内から積極的に採用	随時 3月	・地元中途採用15名雇用  ・管内新卒者採用3名。
② 安定的雇用の確保	上記①と同様	随時	・継続実施
③ 障害者、高齢者等の雇用・就業の推進	障害者、高齢者の新規雇用、継続雇用の実施	随時	・障害者雇用12名雇用 ・高齢者65歳以上31名雇用

④ ゆとりある勤 労者生活の確 保	・週休2日制の実施 ・有給休暇の取得推進 ・産休制度の実施 ・月残業時間を30時間以 内目標に管理実施	毎月 毎月 適時 毎月	・継続実施 ・継続実施 ・取得者無し ・年間達成率76.9 %
⑤ 従業員の職業 能力開発の推 進	・フォローアップ研修の 実施 ・各種技能資格取得の支 援促進を図る	・毎年 ・随時	・未実施 ・係数士検定受験 者2名 合格者無 し
(4) 防犯・防災対策の推進			
① 深夜等におけ る青少年の非 行防止への協 力	・営業時間外の駐車場の 閉鎖	毎日	・継続実施
② 緊急時の物資 の提供	平成22年9月東神楽町、 東川町と協定締結	必要時	・継続
③ 災害時におけ る緊急避難場 所の提供	要請があれば駐車場の 提供等できる範囲で協 力	必要時	・令和4年3月23日 東神楽町と締結。 要請無し。
④ 災害時におけ るボランティア 活動の支援	東神楽町との協定締結 は無いが、要請があれば 出来る範囲で協力	必要時	・要請なし
(5) 環境対策の推進			
① リサイクル対 策等の推進	食品トレイ、牛乳パック の店頭回収を実施	毎日	・継続実施
② 環境美化対策 の実施	駐車場、地域緑地帯清掃 行い、環境美化の実施	随時	・継続実施
③ エネルギー対 策の実施	チームマイナス6%へ参 加	毎年	・継続実施
④ I S O14001の 導入など環境 全般への配慮	・導入は課題として検討	適時	・継続課題
(6) 撤退時の的確な対応			
① 地域住民等へ の早期の情報 提供	適正に情報開示をおこ なう	必要時	・当期において不 対象
② 他企業との連 携などによる 従業員等の雇 用の確保	他店舗への異動を含め 最大限の努力により雇 用の確保維持に努めて いく	必要時	・当期において不 対象

③ キーテナントを含めた後継テナントの早期確保	最大限の努力をおこなう	必要時	・当期において不対象
④ 店舗閉鎖に伴う取引企業や環境・景観への配慮	法令と条例を遵守していく	必要時	・当期において不対象
(7) その他まちづくりへの協力			
① 市町村等が進める交通対策への協力	法令、条例を遵守し実施	随時	・継続実施
② 地域における魅力ある景観形成への配慮	自治体の条例を遵守し実施	随時	・継続実施
(8) その他地域貢献に対する取組み			
① イオン水の普及	おいしい水の普及に容器の拡販を推進し、無料で純水の普及に努める。	随時	・継続実施

#### 4 地域貢献活動の担当者

所属名	経営企画業務開発室		
職・氏名	室長 木曾輝範		
電話番号等	01654-2-3001		

<担当者連絡先>

所属名	経営企画業務開発室		
職・氏名	室長 木曾輝範		
電話番号	01654-2-3001		
電子メールアドレス	akinori_kiso@websaijo.jp		

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にとっては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。